

藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の
一部改正について

藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次の
ように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の
一部を改正する条例

（藤沢市印鑑条例の一部改正）

第1条 藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正
する。

第15条の見出し中「証明書自動交付機等」を「機器」に改め、同条第1項中
「印鑑登録証若しくは住民基本台帳カードのいずれかを使用して証明書自動交付
機により、又は住民基本台帳カード若しくは」を「住民基本台帳カード又は」に
改める。

第16条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

（藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年藤沢市条例第
13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「証明書自動交付機又は」を削り、「これらを「自動交付機」」
を「「証明書交付機器」」に改め、同条第2号中「自動交付機」を「証明書交付
機器」に改める。

附 則

この条例は、平成32年3月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、市役所本庁舎に設置している住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付機の運用を終了することに伴い、所要の改正をする必要による。